

令和4年6月から

# 児童手当制度が大きく変わります！

児童手当制度が改正され、現況届の提出義務が原則廃止されるとともに、特例給付の支給対象外となる所得上限限度額が創設されます。

## 1. 現況届の原則廃止

毎年6月に提出をお願いしていました現況届の提出が原則廃止となります。

ただし、例年通り支給要件の審査を行った結果、公簿等で状況確認が困難な場合は、必要書類の提出を求めることがありますので、ご了承ください。

※以下の方については、引き続き現況届の提出が必要です。

- ・未成年後見人として、児童手当を受給している方
- ・離婚協議中で配偶者と別居していることにより児童手当を受給している方
- ・配偶者からの暴力等により、住民票の居住地が彦根市と異なる方
- ・別居している児童の児童手当を受給している方
- ・児童の生計を維持している父母以外（祖父母等）で児童手当を受給している方
- ・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ・各種共済組合員（私立学校教職員共済組合以外）で児童手当を受給している方（3歳未満の支給対象児童を有する場合のみ）
- ・児童福祉施設等（里親の児童手当受給者を含む）
- ・その他、状況を確認する必要がある方

※令和2年度、令和3年度の現況届の提出が確認できず、児童手当等の支給が差止になっている方については、当該年度の現況届の提出が必要になります。

★以下の変更事項があった方は必ず届け出てください。

- ・彦根市外に住民票がある受給者や配偶者、児童の氏名または住所に変更があったとき（国外転出入含む）
- ・婚姻や養子縁組等により、一緒に児童を養育する配偶者等を有するに至ったとき
- ・離婚により、一緒に児童を養育していた配偶者がいなくなったとき
- ・児童を養育しなくなったこと等により、対象となる児童がいなくなったとき
- ・離婚協議中の受給者が離婚をしたとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき（3歳未満の支給対象児童を有する場合のみ）
- ・受給者および配偶者が公務員になったとき

※必要な届出が遅れたことにより、過払いが発生した場合は、過払い分を返還していただきます。

## 公務員について！

**公務員（国立大学法人、独立行政法人等に勤務の方を除く。）の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。**

以下の場合、その翌日から**15日以内**に現住所の市区町村と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※申請が遅れますと、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。

## 2. 特例給付の所得上限限度額の創設

令和4年10月支給分（6～9月分）から、主たる生計維持者の所得額が所得上限限度額以上の場合、**児童手当等は支給されません。**

★児童手当等が支給されなくなった後に、所得が所得上限限度額を下回った場合（年度内の税更正を含む）は、改めて認定請求書の提出等が必要となります。  
**提出が遅れますと、原則、遅れた月分の手当を受けられなくなりますので、ご注意ください。**

（単位：万円）

扶養親族等の数	所得制限限度額	所得上限限度額
	主たる生計維持者の所得がこの金額以上の場合 ⇒児童ひとりあたり月額5,000円支給	主たる生計維持者の所得がこの金額以上の場合 ⇒支給無し
0人	622	858
1人	660	896
2人	698	934
3人	736	972
4人	774	1,010
5人	812	1,048

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者および扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）ならびに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持した人数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の人に限ります。）または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

### （参考）計算方法

所得額

—

控除額

—

施行令に定める控除額  
8万円

=

A

#### 次の所得額の合計

- ・総所得（※1）
- ・退職所得（総合課税）
- ・山林所得
- ・土地等に係る事業所得等
- ・長期譲渡所得（分離課税）
- ・短期譲渡所得（分離課税）
- ・先物取引に係る雑所得
- ・条例適用利子等
- ・条例適用配当等

#### 次の控除額の合計

- ・雑損控除額
- ・医療費控除額
- ・小規模企業共済等掛金控除額
- ・障害者控除  
27万円[特別：40万円]
- ・ひとり親控除  
35万円
- ・寡婦控除  
27万円
- ・勤労学生控除  
27万円

### 所得制限限度額および所得上限限度額と比較

※1 総所得とは、給与所得（※2）、事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、一時所得、雑所得、長期・短期譲渡所得の合計です。なお、給与所得または雑所得（公的年金等に係るものに限る）を有する場合、その合計額から10万円を控除した金額を用います。

※2 給与所得とは、給与支払額ではありません。源泉徴収票における「給与所得控除後の金額」欄の金額です。